

記者発表資料 1枚

令和7年3月19日
福島県土木部道路計画課
福島県道路公社

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する あぶくま高原道路の無料措置の期間延長について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対し、生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているあぶくま高原道路の無料措置について、高速道路の措置と同様に令和7年3月31日までの無料措置を下記のとおり期間延長しますのでお知らせします。

なお、制度趣旨に合った適切な利用となるよう、国土交通省の適正化措置と同様に令和7年夏頃から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外します。除外開始日時については改めてお知らせします。

記

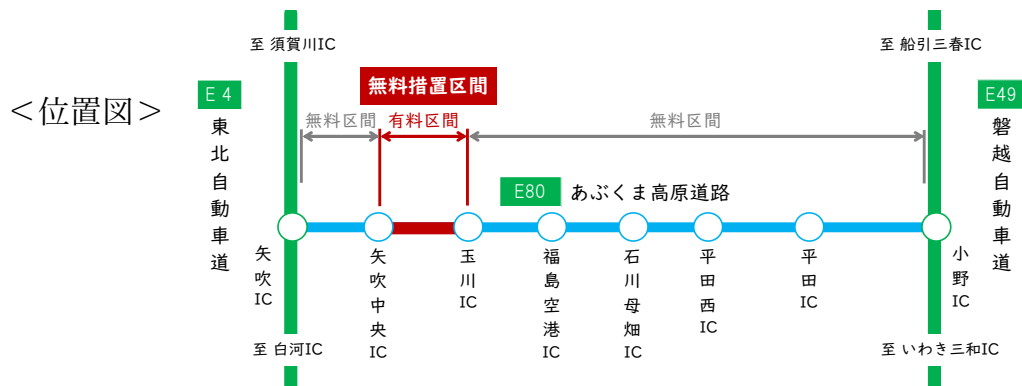
1 無料措置の内容

(1) 対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨時点の設定を受けた方）

(2) 期間延長：令和8年3月31日まで（1年間延長）

2 その他

あぶくま高原道路有料区間で無料措置をうける場合は、料金所にて東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。



【問い合わせ先】 土木部道路計画課（担当者） 総括主幹兼副課長 紺野 和也
 TEL 024-521-7467（内線 3555） FAX 024-521-7951
 福島県道路公社（担当者） 事務局長 小椋 洋一
 TEL 0248-41-2171 FAX 0248-41-2174